

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成24年2月13日（月）午後2時～午後4時15分  
場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）  
出席者 司会者 角田正紀（新潟地方裁判所長）  
法曹出席者 藤井俊郎（新潟地方裁判所刑事部総括判事）  
田代政弘（新潟地方検察庁三席検事）  
小川和男（新潟県弁護士会弁護士）  
裁判員経験者 6人  
報道機関出席者 9人  
新潟日報  
朝日新聞  
毎日新聞  
読売新聞  
N H K  
B S N  
N S T  
T e n y  
U X

### 第1 自己紹介、挨拶

司会者（角田所長）

新潟地裁所長をしております角田といいます。本日は、司会ということで進行を担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。私自身は、裁判員裁判は東京地裁で一件担当しただけですので、現在の運用状況について、経験者の皆さんのがどのように受け止めておられるかということには非常に高い関心を持っておりまして、そういう意味で楽しみにしております。

藤井判事

昨年4月に着任いたしました裁判官の藤井でございます。新潟にまいりましてから、8件の裁判員裁判を担当しております。本日は、その裁判員裁判でご一緒できた方とまたお会いできて非常にうれしく思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

田代検事

新潟地方検察庁の検事の田代と申します。昨年4月に新潟に着任いたしました。検察庁では三席検事という立場で仕事をしております。私自身は、新潟に来てから裁判員裁判の法廷には1件立たせていただきました。日ごろから、わかりやすい立証とはどういうものかということを試行錯誤しておりますので、本日は、皆さんの意見をしっかりと聞いて参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

小川弁護士

新潟県弁護士会の弁護士の小川と申します。私は、これまで裁判員裁判は、終わったのは1件あり、また、2件目を担当しているところです。本日は、裁判員になられた方々

から直接お話を聞けるということで大変楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」と表記する。）

担当した事件は、殺人未遂です。自白については、本人は否認をしていました。凶器等いろいろ出てきましたが、被告人自身のものか、そうでないのかがわからないというような内容の事件でした。これから裁判員になられる方に、ぜひ参加してもらいたいと思いこの会に参加させてもらいました。よろしくお願ひいたします。

2番

私は、傷害致死、死体遺棄、死体遺棄帮助で、被害者2名、被告人3名の事件を担当しました。量刑を争うものでした。私は、裁判に参加してみて、自分が少しでも何か、これから続く方のお役に立てることがあればいいなと思い、この会に参加しました。

3番

私は、罪名は傷害致死、量刑を争う裁判を担当しました。一生で一度体験できるかどうかという貴重な体験をさせてもらったので、ぜひ他の皆さんと意見を交換して、また、何かの役に立てるかなと思い今回参加させていただきました。

4番

私は、殺人事件を担当しました。その争点は、被告人の刑事責任能力を問えるかどうかという、我々一般市民には本当に理解が難しい事件でした。裁判が終わった後、こうしておけば良かったな、ああしておけば良かったなというような思いも実際ありましたので、この意見交換会がいい機会かなと思い参加させていただきました。これから裁判員裁判に参加される方に、少しでも理解しやすいような報告をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

5番

私の担当した事件は、被告人4名が関係する強盗致傷事件でした。4名とも犯行は認めており、量刑を争う裁判でした。裁判員裁判が3年目で見直しをしようということで、これからより良くなっていくよう少しでも役にたってくれればという思いで今回参加しました。よろしくお願ひいたします。

6番

5番さんと同じ事件を担当しました。

## 第2 意見交換会の趣旨説明

司会者

本日の会の趣旨等について、簡単に御説明いたします。

平成21年5月に裁判員裁判が始まってから2年8か月余りが経過し、新潟地裁だけでも35件の判決が言い渡されており、かなりの経験が積み重ねられています。そこで、この段階で裁判員経験者の皆さんから裁判員を務めての御意見や感想、いわば生の声をお聞きして、これから参加される市民にとって不安感や負担感の解消につなげるとともに、法律家の側にとっては、今後の運用改善につなげたいということです。本日の主役は6人の裁判員経験者の方々です。「良薬は口に苦し」ということもあり、むしろ辛口の意見も歓迎します。よろしくお願ひいたします。

### 第3 裁判員を経験しての全体的な感想、印象

司会者

それでは、まず、口火ということで、裁判員を経験しての全体的な感想、印象をお一人ずつ伺いたいと思います。

1番

何度も言っていますが、貴重な体験ができたと思っています。私は会社員ですが、上司にも恵まれ、約2週間弱仕事を抜けるという話をしたところ、「仕事は何とかなるから行ってこい。」と背中を押してもらって臨んだ裁判でした。そういうイメージがあるので、とても良い経験ができたという思いが、今もずっと続いています。

2番

新聞やテレビでは裁判員裁判ということを知っていましたが、まさかこんなに早く裁判員候補者として登録されるとは思っておらず、通知が来たときには本当にびっくりしました。でも、この中から選ばれるということで、ちょっと安心していたのですが、いよいよ呼出状が来たときは、宝くじは絶対当たらないのに、こんな時だけよく当たるなど、それもすごくびっくりして臨んだ裁判でした。それ以来、もしかしたら自分はどんな裁判に当たるのだろうかという関心を持ちながら新聞やニュースをよく見ていました。恐る恐る参加した裁判でしたが、熱心な議論や、裁判長はじめ、皆さんから不安を払拭していただき、結果的には、本当に大変だったけれども、やらせてもらって良かったなと思っています。

3番

数年前から毎年、裁判員候補者名簿に登録された旨の通知は来ていたのですが、去年初めて呼出状が来てびっくりしました。拒否や辞退をする理由もなかったので、行くだけ行ってみようという軽い気持ちでいたら選任されてしまい、会社に報告したら、やつていいよということだったので、選任の日も併せて10日間有給をとらせていただきました。自宅が遠隔地なので、宿泊の手続きをとりながらという形になったのですが、10日間有給をとるということは、たぶん、これからそうないという感想です。あと、裁判等について言えば、裁判員としては、午前10時から午後5時くらいまでで1日は終わるのですが、それだけでも頭を使って疲れるのに、裁判官の方々は、ここからが仕事だということで、夜遅くまで毎日やっておられたようで、すごいなと思いました。

4番

私も皆さんと同じで、一昨年の秋に裁判員候補者名簿に登録されたという通知が来ましたが、まさか、自分が選任手続の呼び出しを受けるとは思ってもいませんでした。会社のほうも、社長の御理解により休暇をいただきました。私の担当した事件は、被告人の刑事責任能力を問う県内最初の裁判員裁判ということで、新聞で結構取り上げられていましたので、本当に大変なものに当たってしまったなと思いました。守秘義務につき、人に言えずに、これで良かったのかなというような思いが自分の中にずっとあったのですが、たまたまローカル紙の記者さんに機会を作ってもらい、インタビューを受けてすっきりしたのも事実です。

5番

私は、呼出状が来たときから、これは当たりそうだなと思っていたら、本当に当たつたのでびっくりしています。裁判については、思っていたことと、いろいろ違っていたというのが一番の感想です。新聞等で強盗殺人や強盗致傷の記事を見ると、どんな凶悪犯人なのだろうかということばかり考えていたのですが、実際に法廷に立つたら、自分より歳も若い人たちが、本当にわんわん泣きながら「反省しています。」と言っている風景を見ました。また、弁護士と検察官で激しい議論をするのが裁判なのだろうなと思っていたら、意外に淡々と進んだので、裁判に対する認識というのがちょっと改められたというところが感想です。

6番

私はとにかく雪に苦しめられました。新潟市に住んでいるのですが、毎朝子どもを送ってから裁判所に向かっていたので、2時間はかかっていました。毎日が途方もなく疲れました。土日の裁判がないときは自分の職場に行き仕事をしていました。この2週間でやっと今日お休みがとれたところです。イメージは、くたくただなっていうのしか今はないです。

#### 第4 検察官、弁護人の活動に関する感想、意見

##### 第4の1 判断の対象となるべき事実の把握について

司会者

次に、検察官、弁護人の法廷での活動について御意見を伺いたいと思います。裁判員として「何を判断すれば良いのか」が明確になっていたでしょうか。1番の方は、殺意が争われた事件を担当されましたか、その場合、どんな犯行準備をしていたとか、凶器は何かとか、いろいろな判断基準があると思うのですが、何を手がかりにして判断すれば良いか、すなわち争点については明確になっていたでしょうか。

1番

被告人は、凶器のハンマーを振りかざして脅すつもりだったと言っていましたが、庶民感情からみても、頭のところから振り下ろせば脅すだけの道具でないなど確認しました。争点は明確だったと思います。

司会者

何を手がかりにして判断すれば良いかということは、裁判のどの段階で把握できましたか。

1番

最初に裁判官が、冒頭陳述の趣旨をアドバイスしてくれたので、争点は、早い段階で明確になっていたと思います。

司会者

量刑が問題になる事件だと、量刑を決める要素は何かということを明確に把握できたかということになりますが、3番の方は、いかがでしたか。

3番

裁判の最初の段階から、検察側は、被告人は、別の主犯格と同調して、一緒になって犯行したと主張したのに対し、弁護側は、主犯格が怖いから、脅されていやいや手伝ったということで、争点は明確でした。

5 番

私の担当した事件は、量刑を決めるに当たって何を手がかりにしたら良いのかというポイントは、冒頭陳述の段階で、わかりやすく説明してもらったので明確になっていました。例えば、けがの程度、弁償金、共謀の時期、どこを蹴った、何を蹴ったとか、何をやったかとか、そういう材料は挙がっていました。ただ、同じ材料について、検察側は、量刑を大きく下げるべきではないと主張するのに対し、弁護側は、量刑を下げるのが適切であると主張するので、迷いました。また、実際にどの手がかりを量刑に反映させていくかというところで非常に迷ったので、材料はいろいろ出ていたのですが、実際にどれを当てはめたらいいのかというのは、最初の段階では掴みきれていなかったかなという気がします。

6 番

議論するときは、この争点についてとか、ほんの些細なことでも一つずつ必ず皆さんで話し合い、共通認識を持って解決してから進んでいったので、それは皆さん納得してやっていったと思います。

司会者

2番の方が担当した事件は、被告人3人を併合して審理していますが、バランスがどうかという問題もあるでしょうし、被告人のうち1人は共謀を否認していたようですが、争点は何がポイントかというのは把握しやすかったでしょうか。

2 番

被告人らの関わり方が少しずつ違っていたり、2人の被害者の亡くなり方なども時間的にずれていたりしていたので、それらの理解にはものすごく時間がかかりました。量刑を考える際は、過去の判例等も示していただきましたが、自分が決める上ではすごく難しく悩みました。

司会者

検察官なり、弁護側は、量刑を決めるヒントをわかりやすく助けてくれたでしょうか。

2 番

被害者側の事情については、検察側から、被害者に成り代わって被害者の立場で説明していただけたと思っています。弁護側からは、被告人3人中、2人については同じような立場でしたが、それらについて出された資料や量刑意見が大きく違っていたので、きちんと事前に打ち合せをしていなかったのかなと疑問に感じました。

司会者

4番の方が担当した事件については、刑事責任能力が心神喪失か心神耗弱か、かなり難しい問題ではありますが、自分の犯行をやろうとする気持ちを抑える能力が残っていたかどうかということを、何を手がかりとして、どういう事実で判断していくのか、その枠組みがある程度把握しやすいものだったかどうかについてお伺いします。

4 番

被告人は、冒頭陳述から挙動がおかしくて、本当に変な人に当たってしまったなという実感でしたが、現在の状況は無視して、検察側の医師の証言を材料として犯行当時の状況を評議しました。ただ、医師の意見を否定する知識すら思い浮ばない我々の場合、医師に対して質問できる機会がもっとあれば今後一層良いのではないかという気がしま

した。

#### 第4の2 証拠に対する理解のしやすさに関して

司会者

検察官、弁護人は、証拠を出して立証するわけですが、これが裁判員にとって理解しやすいものだったかどうかについてお伺いします。2番の方の事件は、書証の朗読が5時間に及んでいますが、この審理はいかがでしたか。

2番

説明自体は、全般的にすごくわかりやすかったと記憶しています。ただ、ものすごく精神的な疲労感が残り、疲れました。

藤井判事

この事件は関係者多数で、時間的なかかわりが結構長くあり、いろいろな場面でいろいろな話を聞かなければならぬということで、その人の調書をずっとただ読むだけではなく、場面ごとに区切ってある程度まとめるなど、それなりに工夫がしてあったので理解していただけたのかなとは思っています。ただ、全般として、量が多く多かったのではないかということは否めないと思います。結果的に、全部聞く必要はあったのか、という思いはないでしょうか。情報量は適切だったか、多すぎたか、長すぎたか、そういうご感想はないでしょうか。

2番

私はもちろん初めての経験なので、こういうものなのかなと思って聞かせていただきました。ただ、これをずっと聞いている被害者のお母さんは、同じことを何度も聞かされて、ものすごく切ないだろうな、と感じました。

司会者

同じ内容の繰り返しというのは、どういうことですか。

2番

ある被害者に対して、被告人1がやったことを時系列でずっと聞かされて、また、被告人2がやったことを時系列でずっと聞かされるということです。

司会者

1番の方が担当した事件は、証拠書類の朗読が非常に少ない代わりに、証人を5人調べています。この審理は、裁判員から見てわかりやすかったでしょうか。

1番

証人が言っている内容と被告人が言っている内容が食違っていたというのは感じました。被告人を含め、全員の話を聞いていると、みんな本当のことを言っているのではないかかなとは思うのですが、後から考えてみると、宣誓をしていないのは被告人だけなので、残りの証人の言っていることが関連し、かみ合っていれば、被告人が言っていることは嘘なのではないかなというような判断を自分の中ではしていました。

司会者

この事件は、証拠としてメールもありました。これはどうでしたか。

1番

メールなので、手紙と違って短い文章が続いており、画面で流れてくるので、時系列

がちょっとあやふやになってしまったというのは正直ありました。

司会者

3番の方は、証拠に対して理解のしやすさは、全体的にクリアでしたか。

3番

証拠自体は、資料にまとめていただいたので、わかりやすかったと思います。

司会者

5番の方は、いかがですか。

5番

私の担当した事件では、写真や凶器といった物的証拠や、メールのような客観的な証拠はほとんど無く、証拠となるものは、被告人や証人の証言でした。証言内容に矛盾はないかとか、誰の言っていることが信じられるのかということについて判断しなければならなかつたのですが、量が非常に多くて判断が難しかつたです。記録で残るといつても量が多いので、要所要所メモをとつてまとめる必要がありました。

司会者

途中で集中力が途切れるようなことはありませんでしたか。

5番

休憩が結構多かつたので大丈夫でした。

司会者

6番の方が担当した事件は、5番の方と同じで、被告人への質問時間が525分でした。証拠のわかりやすさは、いかがでしたか。

6番

とりあえず、被告人の話を一生懸命に聞いていたのですが、弁護人の質問は、4人の弁護人から同じ事項を4回聞くときもありました。

小川弁護士

弁護人に対する率直な感想を聞かせてもらいたいのですが、弁護人の尋問方法につき、同じことを何回も聞いたり、あるいは、質問自体がよくわからなかつたりとか、もう少しこうしたら良かったのではないかというものはありますか。

司会者

小川弁護士からの皆さんに対する質問ですが、いかがでしょうか。6番の方からの先ほどの意見は、同じ事件について聞いているわけだから、最初に聞いた人と同じ事項を繰り返し聞くのではなく、そこは少しカットしてまとめてはどうかということでしょうか。

6番

2人目までの弁護人は、似たり寄つたり同じことを質問したのですが、3人目になると少し違つて、被告人を怒つたり、その分、一生懸命弁護したり等、一般人としては、すごく思いやりのある弁護人だなという感じで受け止めたあとに4人目の方が登場しても・・・あまりにも3人目の弁護人が強烈だったので。

司会者

そういう場面で4番目に立つ弁護人は、より工夫する必要があるということになりますね。具体的なことは証拠関係を見ていないので何とも言えませんが。

5番

私は、4人とも同じ質問だからといって、当然、それぞれに対して違う答えを持っているはずなので、3人目4人目は省略しないほうが良いと思います。ただ4人目となると、やっぱりだれてしまう傾向があるので、意識を引き込むような工夫が必要なのかなと思います。

あと、私の担当した事件は被告人質問が非常に長く、被告人の話ばかりをずっと聞いていたので、やはり、被告人に同情の念みたいなものが出てしましました。できれば、被害者側の話も同じくらいの量で聞けるとさらに公平な判断ができるのではないかと感じました。

司会者

可能であれば、被害者の話も直接聞きたいということですね。

5番

そうですね。被害者が法廷に直接出てくるのは難しい事情もあると思いますが、被害者の供述調書だけではわからない部分、ここはどういう気持ちだったのか直接聞きたい部分や、被害者の顔を見たら気持ちがぐらついたりするのかなというところもあるので、被害者側の話も工夫できないかなと感じています。例えば、評議の途中で被害者に質問状を送るといったことは、法律的には難しいのでしょうか。

司会者

刑事裁判の資料にできるのは法廷で提出された証拠だけなので、そこはものすごく工夫が必要ですね。御意見として伺っておきたいと思います。

3番の方が担当した事件は、被告人の言い分を書いたメモを画面に映して調べましたが、これはどうでしたか。

3番

結構長く、途中まで一緒に見ていましたが、画面とともに読み上げもするので、途中から目で追うのをやめて聞くだけにしました。

司会者

裁判員としては、負担感があるということでしょうか。被告人質問では被告人の話を直接聞いているわけですが、この被告人のメモというのは、それと重複するようなことはなかったですか。

3番

別の内容ではないですね。重複することのほうが多いかったです。

司会者

先ほど2番の方から、長時間の書証朗読は、よくわかったが苦痛だったと伺いましたが、他の裁判員の方とは、そのような会話をしましたか。

2番

初日からひたすら聞いたので、皆さん疲れたと言っていました。最後の記者会見も、そういう気持ちになれないくらい、この裁判では皆さん本当にお疲れでした。

司会者

4番の方にお尋ねします。医師の尋問については、最初に医師の考えを聞き、その後に質問を受けるという方式でしたが、この方式は理解しやすかったでしょうか。

4 番

医師が作った資料は、我々が見ると、なるほどと合点するしかないような疑う余地のないものでした。

司会者

医師の証言自体は理解しやすかったでしょうか。

4 番

プレゼンの資料を見ると、なるほどということで、理解はできました。

司会者

この事件の他の裁判員の方はどうでしたか。

4 番

やはり同じ意見だったと思います。

## 第 5 評議の運営について

司会者

裁判官との評議がどういう手順で行なわれて、自分の意見が充分に言えたかどうかお伺いします。6 番の方は、積極的に評議に参加できましたか。

6 番

私は積極的に参加できました。ゆっくり、きちんと皆さん一生懸命聞いてくれたし、皆さん気が付いていることをきちんとぶつけてきてくれたので、自分がびっくりするくらい積極的に参加できました。

5 番

私も積極的に参加できたと思っています。その理由は、話しやすい雰囲気だったからです。話しやすいメンバーだったということと、話に詰まっても、司会の藤井裁判長が「何々さんどうですか。」と全員均等に話を聞いてくれたので、話しやすい場の作りはできていたと思います。皆さん非常にまじめに評議に参加していたので、どんどん意見が出ました。

4 番

私も積極的に参加できたと思います。藤井裁判長はじめ、他の裁判官も年齢は若いながら十分話しやすい環境を整えてくれましたし、一緒に裁判員になられた方々も積極的に参加していただいて本当にスムースに判決まで行ったと思います。

3 番

私も積極的に話に加わったと思います。思ったことは全て発言したつもりです。評議全体の空気も、わりと話しやすい雰囲気で、かなり意見も飛び交っていました。

2 番

皆さんにおっしゃったとおりで、藤井裁判長と 2 人の若い裁判官たちで非常に環境作りをしてくださって話しやすい雰囲気を作ってくださいました。裁判員 6 人のほか、1 人の補充裁判員の方の意見も必ず聞いてくださいました。積極的に主張できる方や消極的な方等、いろいろな方の集まりでしたが、均等に話を引き出してくださいって、誰かに流されるということはありませんでした。皆さん、それぞれ自分の意見を出せる雰囲気を作ってくださいり、どこかに流されていく感じではなくて、本当に皆さんのが自分

の意見を出せたと思っています。

1 番

私も皆さんと同じです。ただ一つ、制度的な問題なのかもしれません、裁判員と補充裁判員で、ちょっと温度差があるのではないかと思います。どうしても議論が熱くなるのが裁判員の方で、3人の補充裁判員の方ももちろん一生懸命だったのですが、評決には参加できないので、そこで温度差があるんじゃないかなという感じました。

5 番

補充裁判員の件ですが、私の担当した裁判では、むしろ補充裁判員の方ものびのびと発言しており、積極的に評議に参加していた分、最後の評決に参加できないのは、はがゆいと言っていました。

藤井判事

評議は非常に良い雰囲気だったというお話を聞いて、非常に胸が苦しくなるというか、もし、本当にそうであれば良かったなと思いました。ありがとうございました。今、補充裁判員の話が出ました。補充裁判員は、裁判員が欠けたときのピンチヒッターという立場なので、やはりどうしても全く対等に位置付けるわけにはいかず、少し温度差が出てしまう部分はあるのですが、その中でも、私は、できるだけ参加していただくようにはしていたつもりです。聞きますところ、補充裁判員はほとんど発言しないというような裁判体もあるようですので、これは、それぞれの裁判体の考え方によるのかなと思っています。

司会者

最終結論を出すのは難しかったかでしょうか。1番の方はいかがでしたか。

1 番

難しかったです。裁判員に選ばれてから、図書館に行って裁判員制度の本を読んだり、新聞報道等を見ましたが、量刑の統計を見ると求刑の7掛け8掛けとありました。被害者が厳罰を希望されれば求刑どおりとしてあげたいし、もし、被告人が更生したい気持ちがあるようなら少し削ってあげたいという気持ちもあり、難しかったです。殺意については、いろいろな状況証拠等を考えて、比較的常識的に判断できたと思います。

4 番

今回の事件は、被害者、加害者ともにご家族で、残された被告人の母親のことも考えれば軽くしてあげた方がいいのかなという情けも入りましたが、やはり罪を償つて欲しいということで今回の判決に至りました。特異な事件だったので、私を含めて今回の事件に関わった方は大変な思いで判決を下されたんじゃないかなと思います。

司会者

5番の方にお尋ねします。弁護人の量刑意見は、あったほうが判断しやすいと思いましたか。

5 番

私は、弁護人からも、これくらいの刑が相当だということを言ってもらったほうが公平な判断ができるかなと思います。ただ、私の担当した裁判は、弁護人が4人いたことが一番大きなポイントで、1人の弁護人だけ言わなかったらどうなるのだろうか、そこは足並みを揃えてほしいという気持ちはあります。

量刑については、被告人が4人いたので、犯行の経緯とか、中には身体に障害をもつている方もいて、全員を同じ量刑にすべきかどうかが一番判断に迷いました。4人というのが一番難しく、4人を同じ量刑にするのならバランスを重視しなければいけないのか、というのもありますし、あと、制度の問題になると思うのですが、裁判員に決まった時にパンフレットをもらい、話し合いでどうしても決まらなかつたら多数決で決める旨と、いろいろなルール等が記載されていたのですが、そのルールは、1人の人間を前提としているようで、例えば、4人だと、1人ずつ多数決で決めて、順番を決めていくというやり方と、4人一斉に投票して、4人で一斉に刑を決めるやり方では、結果が違ってくると思います。なので、制度として、被告人複数の場合について、もっと議論の余地があるのではないかということは評議の時にずっと感じていました。

6番

被告人を1人ずつ考えるのと4人一緒に考える、そのバランスの差もほんの0.0何ミリみたいな違いでしかないような感じで、すごく難しかったです。判決後の今でも、やはり迷う、良かったのかな、という気持ちがどうしても残ってしまい、考えないようにはしていますが、やはりすごく難しいことだと思います。

2番

被告人複数でしたが、傷害致死、死体遺棄に関わった被告人につき、確かに、弁護人は懲役18年、検察側は懲役25年という意見だったと思います。全くの素人でこの裁判に参加したときに、片方は、何とか軽くしてくださいと言うほうだし、片方は、こんなことをしたのだから重く処罰してくださいと言う、だから、18年から25年くらいの間の事件なのかな、と漠然と思いました。それから何日も審議をしていく中で、ピンポイントで答えを出すまでには、本当に最後まで迷いました。被害者からすれば、そんなに軽くていいのかという思いもあるだろうし、被告人からすれば、そんなに重いのかという思いもあるだろうし、すごく難しく、本当に最後まで迷いました。私の担当した事件は、さらにこの後、関連する2人の被告人がいたので、その人たちとのバランスというか、私達が出した刑にその後の方たちがどう判断していくのだろうかということをすごく考えました。それで私は、1日だけですが、もう1人の主犯格とされる被告人の裁判を傍聴させていただきました。

3番

私が担当した事件は、被告人が3人いて、それぞれ別々に裁判をするという形だったのですが、最初に主犯格の判決が出ていたので、ある程度の目安というか、それよりも重くなることはないのだろうな、ということで、あとは、ナンバー2的な役割だった被告人が、主犯に限りなく近いのか、それとも、限りなく遠く、やらされていた程度なのかというところで、あとは、一番末端の被告人もその後に控えていたものですから、どのくらいの位置付けにするのかというところで、いろいろ意見は分かれました。

司会者

ナンバー2的な役割だった被告人につき、主犯格に近づけるべきなのか、離すべきなのかという問題意識は、最初の段階から持てましたか。

3番

最初は、そこまで考えてはいませんでした。

## 第6 今後参加する人に対するメッセージ及び守秘義務に関して 司会者

後に続く裁判員の皆さんに対するメッセージのようなものがあれば一言ずつお願ひします。また、守秘義務については裁判長から説明があったと思いますが、負担感等についてご意見があればお聞かせください。

1番

守秘義務に対する負担感はありません。まったくゼロかといえば、そうではないですが、ないです。日常生活とかけ離れており、話す機会もこれといってないので、そこまで心配する必要はないと思います。あと、これから裁判員をやられる方に伝えるのであれば、とにかくやってもらいたい。もし、嫌だったら辞めても、そのために補充裁判員がいるので、気楽にやっていただければいいと思います。

2番

守秘義務というのは、自分の普段の仕事でもあることなので、それを負担には思いません。ただ、自分が裁判を担当しているということは、職場の上司等、ごく限られた一部の人しか話さなかったので、その他大勢の人は、なぜ私が休んでいるのだろうと疑問に思ったのではないかでしようか。私の場合は、職場の方では本当に快く出してくれましたが、そういう環境を整えるということをもっと一般に知らせていかないと、受けられない人も出てくるのではないかなと思います。守秘義務に対する負担感については、自分の性格や裁判の内容から、家に帰っても裁判のことをずっと考えるだろうなという不安がありました。裁判中は、考え方をして事故を起こしては洒落にならないなと思い、自家用車はやめて公共交通機関で通いました。そういうことが大事なのかなと思いました。これからの人にも、良い経験となるし、また、社会にも目が向き、いろいろな意味で勉強になりましたので、ぜひ環境が許せばやっていただきたいなという感じがしています。

3番

私は、守秘義務についての負担感はそれほどないです。裁判の内容を周りに話す機会もなかったし、周りも気を遣ってくれたのか、それほど聞いてこなかったです。これからの方については、実は、私は、今年も呼出状がなぜか送られて来まして、すごく確率的に珍しいケースなのですが、2年連続でそんなに有休も取れないで、今回は辞退させてもらったという経緯はあるのですが、でも、貴重な体験ができたので、これから選任された場合は、ぜひ積極的に参加すると良いかなと思っています。

4番

守秘義務に対する負担感については、前にも述べましたように、今回私が担当した事件は、本当に特異な事件だったので、評議が始まったころは裁判所を出てから会社に戻って仕事もできたのですが、判決のときは、帰って事務所に戻っても、もう何もしたくないような疲労感がありました。終わった後、自分が出した答えが正しかったのかなというようなことを自問自答しました。たまたまローカル紙の記者さんからインタビューを受ける機会を作ってもらい、1時間ほど話して、それでやっとこの負担がちょっととれたかなと思いました。裁判が終わっても家庭内では裁判に関する話はできないし、職

場でも、被告人が変な人で大変でしたという話をした程度でした。私を含め、担当された方は、心の中に何か引っかかっているものがあるのではないかと思います。気にするわけではありませんが、自分が担当した事件は、今、二審まで行って我々の判決が維持されているような状態ですが、これから最高裁でどうなるのかなというようなことも、皆さん口には出さないですが、どこかにあると思いますので、裁判員を経験された方は、何らかの負担を強いられるのかなと思います。意見交換会については、人の前で話すと少しは心が癒されると思いますので、ぜひともこういった場面を作っていただきたいと思います。今回、事件は本当に難しかったですが、参加させてもらってものすごくためになりましたので、遠方の方は大変かと思いますが、今後も大勢の方が参加していただけるように司法関係の方もそのような努力をさらに進めていってもらいたいと思います。

#### 5 番

守秘義務に関しては、負担感は全くないです。会社の人から、たまに「裁判どうだった。」と聞かれ、「ここの店でこういう事件があったんだよ。」と答えると「お前、そんなこと話して大丈夫なのかよ。」と言われ、逆に、私のほうが、「守秘義務とは、裁判で見聞きできることは話しても大丈夫なんだよ。」と説明をしたくらいなので、全く負担には思いません。今後裁判員をされる方については、量刑を決めるときは非常に悩むと思いますが、決まってしまったことについては、あれこれくよくよ悩まないで、その判決で良かったんだと自信をもってもらいたいなと思います。私は、また招集がきたら応じてみようと思っているので、これからの人も、ぜひ良い経験になるのでやってみてください、ということを伝えたいです。

#### 6 番

私も、守秘義務については別に困ることはありません。周りの人も、細かいことを聞いてくることないので全く大丈夫です。これからの方は、ぜひやっていただきたいなと思います。私はしばらくいやですけど。

#### 司会者

ありがとうございました。問題の整理という意味だけで申上げますが、4番の方の発言に関して、記者さんとの接触は守秘義務の問題とは直接関係しないことだと思います。記者さんも守秘義務の問題は理解しているはずですし、もともと、公判中に公開法廷で行なわれたことは傍聴もできるので、この内容や裁判員の感想等について話すことは何の問題もなく、だからこそ、このような意見交換会が開けるわけです。結局、守秘義務というのは、評決時に何対何だったとか、ある裁判員はこういう意見だったとか、法廷では伏せられていた被害者の名前とか、そこに限っている話ですので、守秘義務とは直接関係のない話であろうと思います。

### 第7 法曹からの感想

#### 田代検事

皆さん今日は本当にご苦労様でした。検察官としても皆さんの意見が非常に参考になりました。今後も、よりわかりやすい訴訟活動を目指していきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

#### 小川弁護士

皆さん本当にありがとうございました。私も、今日皆さんからいろいろ出していただいた意見を新潟県弁護士会の会員に伝え、少しでも良い弁護活動ができるようにしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

藤井判事

どうもありがとうございました。今日のお話を伺って、当時の様子がさまざまと蘇ってきて、やはり、皆さんを悩ませていたんだなということをあらためて実感しました。また、一生懸命考えていただけた様子も蘇ってきて、胸が熱くなってしまいました。当面はちょっと休みたいというお気持ちが正直なところだと思いますが、またもし機会がありましたら、ご一緒できればなと思います。

## 第8 記者からの質問

記者（新潟日報）

判決を出してから少し時間が経たれた方もいらっしゃいますが、判決から現在まで、自分たちで出した結論について迷うことや悩むことはありませんでしたか。悩まなかつたとしたらその理由を、悩んだ場合はどんなことで悩んだのかということを教えていただきたいと思います。

1番

判決 자체は迷いませんでした。なぜかと言えば、後で絶対に後悔しないように、と思って全力で評議に参加したからです。一点の曇りもなく、日々晴れ晴れとした気持ちで過ごしています。

2番

私は複数の被告人に判決を下しました。最後まで本当に悩んで出しましたが、やはり、加害者、被害者両方の立場を考えると、それで良かったのかなというのは今でも気持ちの中には持っておりますし、新聞等で控訴したという記事を見ると、どうなんだろうと思うところがあります。私の記憶では、被告人は、「これだけのことをしたのだから、死刑になってしましかたがないと思っている。」というようなことを言っていたと思うのですが、それなのに、出た判決を不服として控訴したというのは、法廷で聞いたことは何だったんだろうという思いがすごく強く残っています。

3番

判決が出てから今に至るまで、そのときこうしていれば良かった、というようなことを思ったことは特にありません。言いたいことも言えたし、皆さんで話をしながら最終的に出た判決なので、そのときから納得しています。今に至っても、特にそれでもやめやしているということはありません。

4番

事件の特異性からといって、正直申し上げて、本当にこれで良かったのかなという思いは今もあります。医師のプレゼン資料を見ているときは、被告人の責任能力はあると思いましたが、家に帰ってその病状を検索すると、医師と真逆の解説が載っているページもありました。裁判時の被告人の様子を見ると、おかしいな、というのはわかるのですが、あれだけの資料で当時の状況を遡って判断したのは、本当に適切な判断だったのかなというような思いは今でも残っています。

5 番

私は、判決が出てからまだ1週間も経っていないので、決めた経緯について、今もやもやしていることはありません。出した判決が、被害者にとって良かったのかとか、加害者や被告人にとって良かったのかということをはっきりと言うことは難しいと思うのですが、量刑については、私が思っていたことは評議で全部話したつもりですし、他の裁判員の方とも十分に話し合って納得した結果が出たので、今はもう頭を切り換えて、特にもやもやしていることはありません。

6 番

評決のときは全く迷いもなく判決を出せたのですが、終わってからは、1人の人の人生を決めたのかなと思う怖さを感じて、これで良かったのかなと思うこともあります、後悔は全くないです。

記者（新潟日報）

裁判員法では、制度開始から3年を目処に見直しを検討するとしていますが、その改善が必要だと思う部分について、二つの点からお答えいただきたいと思います。どのような事件を裁判員裁判の対象にすべきかというような裁判に直接かかわる部分についてと、お子さんがいて、それでも今回参加された方もいらしたかと思いますが、辞退の要件、交通や宿泊、事務的な部分等で改善が必要だと思われる部分について挙げていただければと思います。

1 番

私は変則勤務で8週間前にシフトを作るので、6週間前よりも、もう少し早めに呼び出しがあると裁判にあわせて自分のシフトを作ることができるのかなと思います。私達選ばれた人の中で出た意見なのですが、理由がなく辞退すると罰金ということですが、国が呼び出しておいて罰金なんかするわけがないと私はわかっていたのですが、そういう脅し文句は削除したほうが良いと思います。そうしないと来ない人がいるから書いてあるんだろうなとは思うのですが、実際、戦争中の赤紙ではないですから、その文章をぜひ削除していただきたいと思います。裁判員裁判の対象事件につき、少年の裁判は避けたいと思います。自分も子供が2人いますが、子供に判決を下して、どのような結末になるかわかりませんが、それでその子の将来を切ってしまうと、一生引きずらないといけないなというのであるので、それは避けていただきたいと思います。

2 番

私は、比較的職場に近いところですごく凄惨な事件が起こったことを報道で知り、被害に遭われた方も実家に近く嫌な事件だなと思っていたら自分が担当することになってしまったのですが、同じ裁判をするなら、適切ではない言い方かもしれません、もう少し軽めの事件であれば良かったなと思ったのは確かです。改善点になるかどうかわかりませんが、私がこの事件を担当することになったときに一番正直に怖いと思ったのは、傷害致死を起こしたような被告人と、かなり長い間お互いの顔がわかるような至近距離の状況でいることでした。そのときは、髪型を変えたり眼鏡を変えたりしていました。被告人と、すぐにどこかで会うことはないのでしょうが、私はそれが一番怖くて心配だったので、座る向きとか、裁判員に危害が加わらないようにうまくできないのかなというのを感じました。

### 3 番

世間の注目度が高かった事件は、専門の方だけではなく一般の意見も入れるのが良いと思います。それはこれからも継続してもらいたいなとは思っています。ただ、すごく凄惨な殺人事件等の証拠を見たりするのはきついものがあると感じています。交通や宿泊に関しては、私は遠方なので、選任手続があったその日の午後から拘束されることから当日の宿泊の手続きや着替えの問題等を急ぎよ行う必要がありました。選任手続から実際に拘束されるまでは、もう少し猶予がほしかったです。

### 4 番

刑事責任能力や、プライバシーに関わる性犯罪は裁判員裁判から外した方が裁判員も負担が軽くなるのではないかというような思いが本音です。選任に関しては、私の担当した事件では、たまたま被告人の住所地にお住まいの裁判員がおられて、実際、傍聴席にも顔見知りの方がおられたという話も伺いました。裁判が進む中で、心神喪失、精神障害が認められて無罪ということで解き放されると、逆恨みが心配と言っていました。選任手続では、せめて被告人と同じ住所地の方は裁判員から外すとか、そういうことも今後必要ではないかなと思いました。また、遠隔地の方も1人おられて、当日から宿泊ということで大変な思いをされていたので、できれば選任後、ある程度の身支度を整える日として2、3日余裕を持っていただければ、皆さん割と参加しやすいのではないかと思いました。

### 5 番

私も、選任手続から裁判が始まるまでの日数が短かった、というのが一番大変でした。選任手続から裁判までの間に月をまたいでしまったので、会社の事務処理等も大変でした。なので、選任手続の後、せめて1日でも余裕があれば少し楽だったのかなということを感じました。今回の裁判は、新潟でも希なケースなのですが、ものすごい大雪で、毎日電車や交通機関が動くかどうかということが本当に心配でした。私はホテルに泊まっていたのですが、大雪で翌日の交通機関が麻痺しそうだということがわかつたら、ホテル対応等の配慮がほしかったなという気がします。どのような事件を裁判員裁判の対象とすべきかという点については、被告人によって裁判員裁判にするかどうかを区別するのはやめてほしいと思います。例えば、被告人に子どもがいるから裁判員裁判にするとかしないとか、被告人が身体に障害を持っているから裁判員裁判にしないとか、そういうことはやめてほしいと思います。あと、重い事件か比較的軽い事件かということで区別するのも、特にしないほうが良いのかなと思います。重い事件なら庶民的感覚というのも必要になるだろうし、比較的軽い事件も、私の偏見かもしませんが、裁判官だけだと慣例で量刑を決めることがあるのかなと思うので、やはり、重い事件でも軽い事件でも、裁判員制度を利用して庶民的感覚を反映したほうが良いのかなと思います。

### 6 番

交通の面では、確かに雪がすごかったので、道路の混み具合が読めず大変でしたが、それについては集合時間を遅らせる等の配慮がありました。私も子供がいる身なので、やはり少年事件はどうしても平常心ではいられないと思うので、避けたいなとは思います。

記者（T e n y）

書証がすごく多かったとか、繰り返しの内容が結構多くて理解するのが大変だったというお話を伺いましたが、裁判員裁判を経験してみて、これからの方々がより参加しやすくなるためには、もっとこうしたほうが良いのではないかと思うことがあれば教えてください。

#### 1 番

会社の長が背中を押してくれたのですが、私の一つ上の課長は、正直あまりいい顔をしていません。会社の長が、「仕事は大丈夫だから。」と言っても、大丈夫ではないのです。裁判所に来る前に仕事をして、裁判が終わってから仕事をして、翌日の仕事をしてからまた裁判ということで、二つの仕事を2週間やったような気がしました。それでも、仕事を応援するしないは別にして、背中を押してくれた人がいただけいいなとは思っています。政府広告ではないですが、会社に対して、裁判員裁判に参加させるのは義務なんだよ、というようなことを打っていただきたいなと思います。また、新聞記事として、会社が後押ししてくれた6人でした、とか、押してくれなかつた人がいるとか、それで意見みたいなものをちょっとたたいていただければ、裁判員関連の記事を読んでいる人は結構いると思うので、もう少し参加しやすい社会になるのではないかと私は思います。

#### 6 番

お子さんを保育園や小学校に送らなければならぬお母さんもいると思うのですが、遠方の方等、子供を置いてから裁判所に来るのが難しい方もいると思うので、お手伝いしてくれる方がいない場合はどうするのかなと思いました。

#### 司会者

裁判所では、保育施設の案内等を行っていますが、費用については、自己負担となっています。制度に対するご意見ということで伺っておきたいと思います。

#### 5 番

裁判員裁判が始まってから3年目ということですが、やはり、まだ認知度が足りないのかなと感じています。私の会社は、社員を集めて裁判員制度のDVDを見たのですが、まさか、自分の会社の社員に当たることはないと云う雰囲気がまだあります。自営業の方ならなおさら大変かなという気もします。もっと、裁判員裁判は国民の義務なのだから出ないといけないんだよ、ということをアピールしたほうが良いと思います。

#### 4 番

もう少し、対象となる裁判の内容を事前に周知していただけたらいいなと思います。選任手続案内を送付する際に、差し支えない程度で具体的な事件名を記載するとか、インターネットで事件番号を検索すると事件の概要がわかるようにする等、対象となる事件に関する事前情報があると、参加してみようかなと考える方もいると思います。